

7. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 予算額 1,767.4億円（23年度予算・国庫負担分）

4. 手当の支給主体及び費用負担

・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）

支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3

・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者） [平成22年3月末 302人]

支給主体……国 ※費用負担……国 10/10

5. 手当額（月額）

・児童1人の場合 全部支給：41,550円 一部支給：41,540円から9,810円まで

・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

6. 所得制限限度額（収入ベース）

・本人：全部支給（2人世帯）130.0万円、一部支給（2人世帯）365.0万円

・扶養義務者（6人世帯）：610.0万円

7. 一部支給停止措置（平成20年4月から）

・受給資格者（養育者を除く）

支給開始月の初日から起算して5年（支給事由発生から7年）を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられないという例外的な場合に限り、手当の1/2を支給停止する。

ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

児童扶養手当受給者の推移

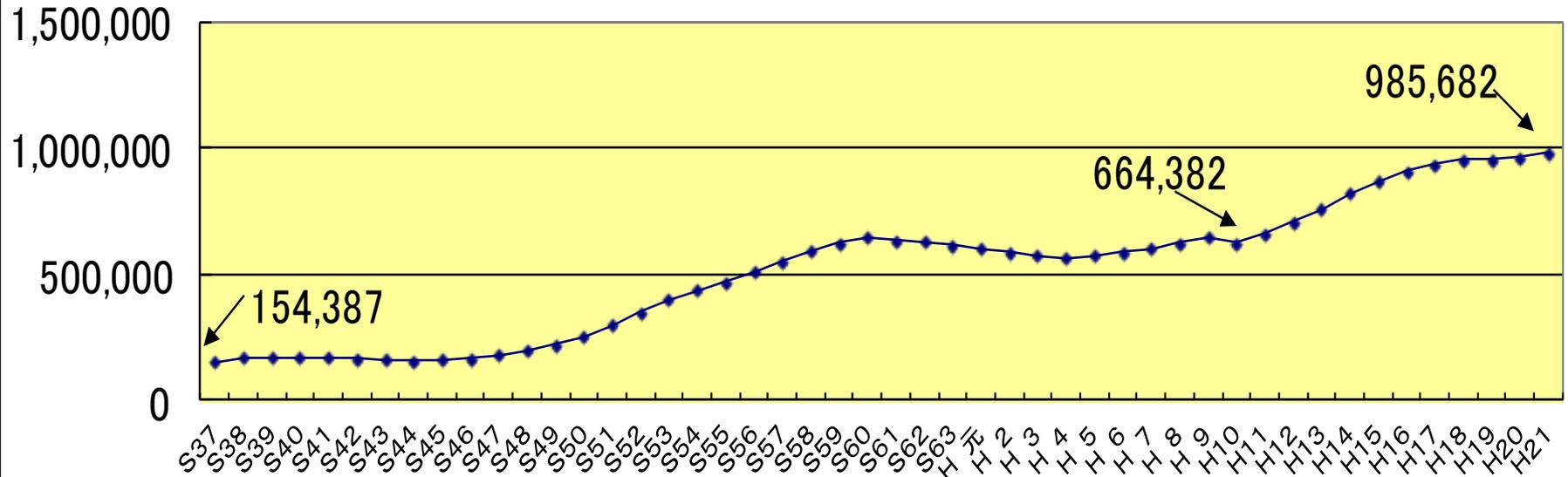
○ 平成22年3月末受給者数(厚生労働省福祉行政報告例)

総数	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚の母子世帯	父が障害者世帯	父による遺棄世帯	その他の世帯(養育者等)
	離婚	その他					
985,682 (100.0%)	860,472 (87.3%)	1,469 (0.1%)	8,521 (0.9%)	81,860 (8.3%)	2,617 (0.3%)	4,013 (0.4%)	26,730 (2.7%)

○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成11年度末は664,382人、平成21年度末は985,682人となっている。

○平成21年度末において、全部支給者は565,488人(57.4%)、一部支給者は420,194人(42.6%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37~平成21年度)



(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

児童扶養手当受給者の状況

(単位：人)

	総数	母子世帯							父子世帯							その他の世帯
		母子世帯 総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	父が 障害者 世帯	父による 遺棄世帯	父子世帯 総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	母が 障害者 世帯	母による 遺棄世帯	
			離婚	その他						離婚	その他					
平成21年10月	1 008 399	—	882 903	1 518	9 069	81 455	2 672	4 328	—	—	—	—	—	—	—	26 454
11月	1 015 767	—	889 180	1 512	9 126	82 078	2 689	4 327	—	—	—	—	—	—	—	26 855
12月	1 019 781	—	892 730	1 513	9 192	82 268	2 706	4 309	—	—	—	—	—	—	—	27 063
平成22年1月	1 024 937	—	897 408	1 506	9 257	82 491	2 718	4 324	—	—	—	—	—	—	—	27 233
2月	1 031 424	—	903 184	1 494	9 338	82 864	2 736	4 331	—	—	—	—	—	—	—	27 477
3月	985 682	—	860 472	1 469	8 521	81 860	2 617	4 013	—	—	—	—	—	—	—	26 730
4月	990 269	—	864 727	1 481	8 544	82 144	2 619	4 014	—	—	—	—	—	—	—	26 740
5月	997 774	—	871 508	1 483	8 591	82 585	2 635	4 046	—	—	—	—	—	—	—	26 926
6月	1 005 466	—	878 213	1 493	8 668	83 108	2 644	4 070	—	—	—	—	—	—	—	27 270
7月	1 013 401	—	885 314	1 495	8 732	83 590	2 661	4 080	—	—	—	—	—	—	—	27 529
8月	1 028 620	992 255	891 087	1 716	8 799	84 030	2 654	3 969	8 332	7 407	11	785	58	40	31	28 033
9月	1 046 161	999 230	897 359	1 735	8 894	84 674	2 663	3 905	18 331	16 275	2	1 785	123	82	64	28 600
10月	1 064 615	1 006 196	903 727	1 666	8 945	85 319	2 666	3 873	29 184	25 935	17	2 781	226	126	99	29 235
11月	1 090 648	1 014 571	911 204	1 622	9 029	86 163	2 697	3 856	46 014	40 951	27	4 314	369	196	157	30 063
12月	1 101 730	1 018 708	915 028	1 611	9 102	86 435	2 696	3 836	52 720	46 840	29	4 994	424	240	193	30 302
平成23年1月	1 096 719	1 012 263	909 175	1 594	9 096	85 883	2 685	3 830	54 220	48 052	23	5 243	436	265	201	30 236
2月	1 104 357	1 017 992	914 418	1 581	9 163	86 334	2 686	3 810	55 883	49 519	30	5 390	461	274	209	30 482
3月	1 055 181	969 973	868 709	1 514	8 362	85 292	2 550	3 546	55 389	49 118	19	5 299	458	281	214	29 819
4月	1 041 045	956 890	856 737	1 525	8 242	84 306	2 597	3 483	54 971	48 727	20	5 247	450	308	219	29 184
5月	1 049 641	964 034	863 254	1 526	8 292	84 709	2 752	3 501	56 157	49 659	21	5 346	473	432	226	29 450
6月	1 058 110	971 139	869 639	1 518	8 358	85 174	2 936	3 514	57 244	50 507	27	5 449	473	556	232	29 727
7月	1 066 179	977 980	875 624	1 496	8 447	85 718	3 190	3 505	58 331	51 347	25	5 573	494	659	233	29 868
8月	1 080 298	990 681	886 589	1 517	8 576	87 015	3 438	3 546	59 415	52 191	21	5 729	502	733	239	30 202

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」（各月末現在）

注：1）平成23年3月分までは確定値

注：2）平成22年7月分までは障害者世帯及び遺棄世帯に母以外の者が養育している世帯を含む。

注：3）平成22年8月分より父子家庭の父を支給対象とした。

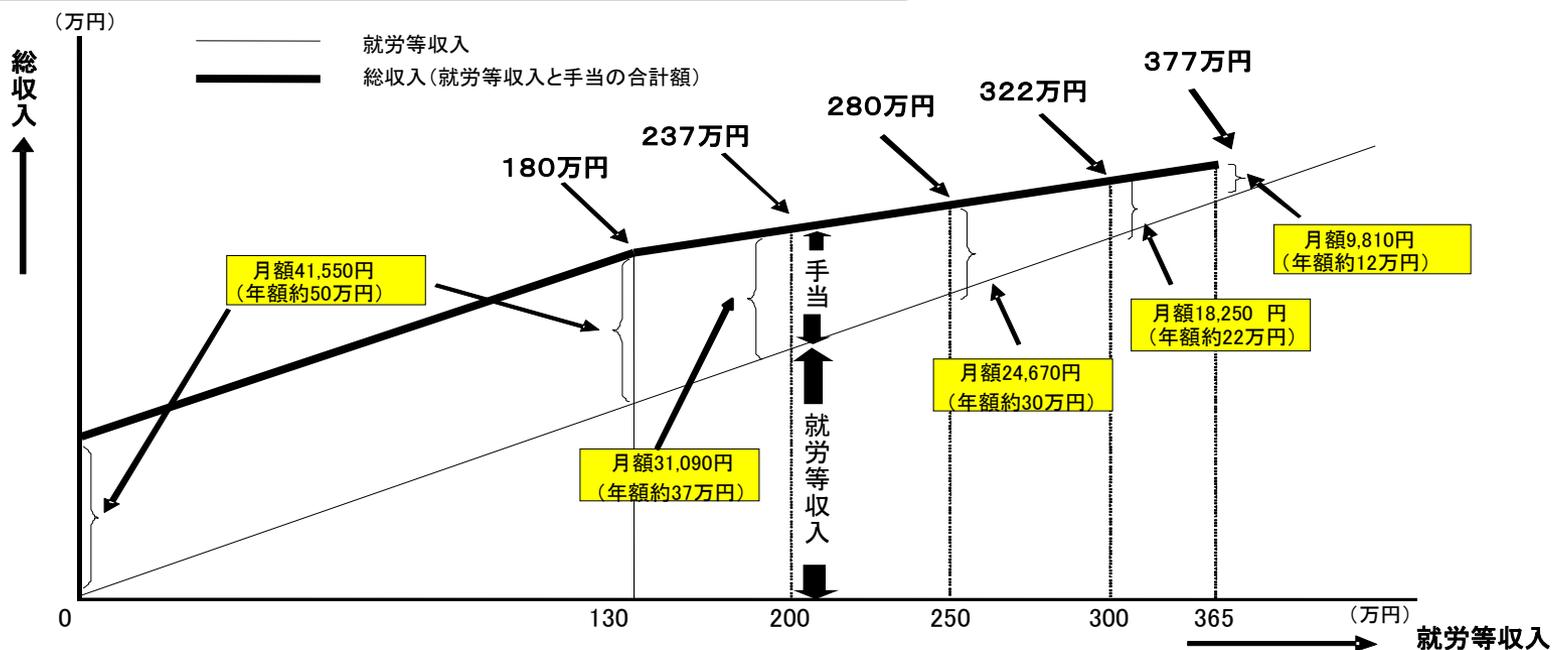
注：4）東日本大震災の影響により、以下を除いて集計した数値を掲載している。

- ・平成23年1月分～3月分は郡山市及びいわき市以外の福島県
- ・平成23年4月分～7月分は盛岡市以外の岩手県、郡山市及びいわき市以外の福島県、仙台市
- ・平成23年8月分は盛岡市以外の岩手県、郡山市及びいわき市以外の福島県

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成23年度 手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92 万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円 (130 万円)	230万円 (365 万円)
2人	95万円 (171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円 (227.1万円)	306万円 (460 万円)
4人	171万円 (281.4万円)	344万円 (507.5万円)
5人	209万円 (335.7万円)	382万円 (555 万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉貸付金の概要

目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
 - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成22年度)

- ・母子福祉貸付金 23,957百万円(49,779件)
- ・寡婦福祉貸付金 790百万円(1,327件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

